

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和2年11月30日

月曜日

第4719号

目次

規 則	
○富山県肥料取締法施行規則の一部を改正する規則	1
○富山県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○肥料取締法第21条の規定に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令についての一部改正	10
○土砂災害警戒区域の指定	
内水面漁場管理委員会告示	
○富山県内水面漁場管理委員会の会議等に関する規程の一部改正	11
○富山県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正	12
公 告	
○公共測量の実施	17
○開発行為の工事完了	19

規 則

富山県肥料取締法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年11月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第59号

富山県肥料取締法施行規則の一部を改正する規則

富山県肥料取締法施行規則（昭和39年富山県規則第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県肥料の品質の確保等に関する法律施行規則

第1条中「肥料取締法（）」を「肥料の品質の確保等に関する法律（）」に、「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第3条中「第4条」を「第7条」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第3号様式及び第4号様式中「富山県肥料取締法施行規則」を「富山県肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県肥料取締法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(農業技術課)

富山県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年11月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第60号

富山県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

富山県水産業協同組合法施行規則（昭和28年富山県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第100条の8第4項」を「第105条第4項」に改める。

第3条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条各号列記以外の部分中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 組合は、法第68条第4項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）若しくは法第68条第6項（法第96条第5項及び第105条第5項において準用する場合を含む。）又は法第91条第4項若しくは第6項（これらの規定を法第100条第

5項において準用する場合を含む。)の規定による解散の届出をしようとするときは、組合解散届(様式第2号の2)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 総会の決議によつて解散した場合にあつては、総会議事録謄本
- (3) 破産手続開始の決定によつて解散した場合にあつては、次に掲げる書類

- ア 破産手続開始の決定書の写し
- イ 清算人の氏名、住所及び経歴を記載した書面
- ウ 解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- エ 解散時の組合員名簿

- (4) 法第68条第5項の規定によつて解散した場合にあつては、次に掲げる書類

- ア 解散の理由書
- イ 清算人の氏名、住所及び経歴を記載した書面
- ウ 解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

第3条の次に次の2条を加える。

(事業を廃止していない旨の届出)

第3条の2 組合は、法第68条の2第1項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による事業を廃止していない旨の届出をしようとするときは、事業実施届(様式第2号の3)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施の理由書
- (2) 代理人によつて届出をする場合にあつては、その権限を証する書面

(組合の継続の届出)

第3条の3 組合は、法第68条の3第3項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、組合の継続の日から2週間以内に、組合継続届(様式第2号の4)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 総会議事録謄本
- (2) 登記事項証明書

第4条第1項各号列記以外の部分中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改め、同項第2号中「議決」を「決議」に改め、同項第6号中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に、「による財産目録及び」を「に基づく公告に係る財産目録又は」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改め、同条第2項第1号中「第53条第1項」を「第53条第2項第2号」に、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に、「による財産目録及び貸借対照表」を「に基づく公告に係る計算書類」に改め、同項第2号及び第3号並びに同条第4項各号列記以外の部分中「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める。

第5条の2第1項各号列記以外の部分中「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に改め、同項第5号中「第11条の2第3項」を「第11条の3第3項」に改め、同項第6号中「第11条の2第6項」を「第11条の3第6項」に改める。

第5条の3中「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に改める。

第5条の4第1項各号列記以外の部分中「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第11条の4第4項」を「第11条の5第4項」に改める。

第5条の5中「第11条の5」を「第11条の7」に改める。

第5条の6各号列記以外の部分中「第11条の11第1項ただし書」を「第11条の14第1項ただし書」に改める。

第7条の2第3項第4号中「財産目録及び」を削る。

第7条の4第2項第1号中「第53条第1項の規定による財産目録及び貸借対照表」を「第53条第2項第2号の規定に基づく公告に係る計算書類」に改める。

第7条の9各号列記以外の部分中「第86条の9」を「第86条の10」に改める。

第8条第2項第2号中「議決」を「決議」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第34条の2第4項」を「第34条の2第5項」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「の議決」を「の決議」に、「議決（選挙・当選）取消請求書」を「決議（選挙、当選）取消請求書」に改め、同条第2項各号

列記以外の部分中「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める。

第11条第3号中「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改め、同条第4号中「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に、「又は監事」を「監事又は会計監査人」に改め、同条第5号及び第6号中「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改め、同条第7号中「第47条の3第2項」を「第47条の2第2項」に、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改め、同条第8号中「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に、「第100条の8第4項」を「第105条第4項」に、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める。

第12条中「法第101条、第102条、第106条、第107条又は第108条」を「組合等登記令（昭和39年政令第29号）第2条、第3条、第7条、第8条又は第10条」に、「合併」を「合併等」に改める。

第13条の見出し中「提出」を「備置き等」に改め、同条第1項中「備えておく」を「備え置く」に改め、同条第2項を削る。

様式第1号中「第100条の8第4項」を「第105条第4項」に改める。

様式第2号中「議決」を「決議」に、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第2号の2 (第3条関係)

組合解散届

年 月 日

富山県知事 殿

住所

組合名

代表理事組合長氏名

月 日に当組合が解散したので、水産業協同組合法第68条第4項（同法第96条第5項において準用する場合を含む。）若しくは同法第68条第6項（同法第96条第5項及び第105条第5項において準用する場合を含む。）又は同法第91条第4項若しくは第6項（これらの規定を同法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

様式第2号の3 (第3条の2関係)

事業実施届

年 月 日

富山県知事 殿

住所

組合名

代表理事組合長住所

代表理事組合長氏名 印

当組合は、事業を廃止していないので、水産業協同組合法第68条の2第1項（同法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 この届出書及び代理人の権限を証する書面に押印すべき組合の代表理事組合長の印鑑は、組合等登記令第25条において準用する商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条第1項の規定により提出したものを使用すること。ただし、水産業協同組合法第68条の2第2項（同法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面を添付して届出をする場合は、この限りでない。

様式第2号の4 (第3条の3関係)

組合継続届

年 月 日

富山県知事 殿

住所

組合名

代表理事組合長氏名

月 日開催の通常（臨時）総会において清算が終了するまで組合を継続することを決議したので、水産業協同組合法第68条の3第3項（同法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

様式第3号中「議決」を「決議」に、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める。

様式第4号中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める。

様式第5号及び様式第5号の2中「議決」を「決議」に、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める。

様式第5号の3中「議決」を「決議」に、「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に改める。

様式第5号の4中「議決」を「決議」に改める。

様式第6号及び様式第6号の2中「議決」を「決議」に、「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に改める。

様式第7号中「議決」を「決議」に、「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改める。

様式第7号の2中「議決」を「決議」に、「第11条の4第4項」を「第11条の5第4項」に改める。

様式第7号の3中「第11条の5」を「第11条の7」に改める。

様式第7号の4中「第11条の11第1項ただし書」を「第11条の14第1項ただし書」に改める。

様式第9号の2及び様式第9号の3中「議決」を「決議」に改める。

様式第9号の4中「議決」を「決議」に、「公告・催告年月日」を「公告、催告年月日」に改める。

様式第9号の5中「議決」を「決議」に改める。

様式第9号の11中「第86条の9」を「第86条の10」に改める。

様式第15号中「議決（選挙・当選）取消請求書」を「決議（選挙、当選）取消請求書」に、「議決（選挙・当選）の」を「決議（選挙、当選）の」に改める。

様式第16号中「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める。

様式第20号中「監事」の次に「、会計監査人」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県水産業協同組合法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(水産漁港課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第490号

肥料取締法第21条の規定に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令についての一部改正について

肥料取締法第21条の規定に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令について（昭和59年富山県告示第 244号）の一部を次のように改正し、令和2年12月1日から施行する。

令和2年11月30日

富山県知事 新 田 八 朗

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律第21条の規定に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令について

本文中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

(農業技術課)

富山県告示第491号

土砂災害警戒区域の指定について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和2年11月30日

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
金屋	富山市金屋の区域のうち別紙図面に表示する区域	地すべり	指定

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県内水面漁場管理委員会告示第1号

富山県内水面漁場管理委員会の会議等に関する規程の一部改正について

富山県内水面漁場管理委員会の会議等に関する規程（昭和40年富山県内水面漁場管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 島 崎 慎 一

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(会議上の拘束) 第3条 令第13条第2項の規定により、委員会に会長代理1人を置く。	(会議上の拘束) 第3条 令第3条第2項の規定により、委員会に会長代理1人を置く。

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

富山県内水面漁場管理委員会告示第2号

富山県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正
について

富山県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程（平成6年富山県内水面漁場管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

富山県内水面漁場管理委員会

会長 島 崎 慎 一

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 富山県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）<u>第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規程を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第169条第2項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（<u>削除</u>）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 富山県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）<u>第10条、第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項、第2項及び第13項（第36条第3項において準用する場合を含む。）並びに第38条第3項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（<u>法第10条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。第14条及</u></p>

ならない。

(期日及び案件の公示)

第4条 委員会は、意見の徴取を行うおうとするときは、意見の徴取を行うべき期日の2週間前までに、令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

2 (略)

(意見の聴取の期日の変更)

第5条 (略)

2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で、意見の聴取の期日を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第9条第1項において準用する手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所(削除)並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

び第15条を除き以下同じ。)を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(期日及び案件の公示)

第4条 委員会は、意見の徴取を行うおうとするときは、意見の徴取を行うべき期日の2週間前までに、令第1条の2において準用する行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

2 (略)

(意見の聴取の期日の変更)

第5条 (略)

2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で意見の聴取の期日を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第1条の2において準用する手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第1条の2において準用する手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所を記載し、並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する書面を提出してするものとする。

(削除)

(文書等閲覧の手続)

第8条 法第34条第7項（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭ですることができるものとする。

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第11条第3項及び第12条第2項において「当事者等」という。）に対し閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等にじゅうぶんな弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項に

(補佐人の出頭許可の手續)

第8条 令第9条第1項において準用する手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 (略)

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 当事者等の弁明の要旨（提出された陳述書における弁明を含む。）

(6)～(7) (略)

2 (略)

3 令第9条第1項において準用す

おいて準用する場合を含む。）の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

(補佐人の出頭許可の手續)

第9条 令第1条の2において準用する手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 (略)

(弁明書の記載事項)

第10条 令第1条の2において準用する手続法第21条第1項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに当該事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第11条 令第1条の2において準用する手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 当事者等の弁明の要旨（提出された弁明書における弁明を含む。）

(6)～(7) (略)

2 (略)

3 令第1条の2において準用する

る手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張
- (2)～(3) (略)

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 (略)

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(削除)

手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
- (2)～(3) (略)

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第12条 令第1条の2において準用する手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 (略)

(意見の聴取の再開)

第13条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第1条の2において準用する手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(令の準用)

第14条 令第1条の2において準用する手続法第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、手続法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、手

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年11月30日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和2年10月26日から令和3年1月29日まで

3 作業地域

富山県中新川郡立山町芦嶮寺 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年11月30日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和2年10月26日から令和3年1月29日まで

3 作業地域

富山県富山市有峰字出原割から字真川谷割 地内

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年11月30日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
小矢部市八和町623番1外16筆、633番2の一部及び633番2地先の一部	同左	道 路 下 水 道 公 園 貯水施設	砺波市三島町3番8	リアールプランニング株式会社

